

## 平成26年12月18日（木曜日）

### ○出席議員（14名）

議 長	夷 藤	満 君	9 番	能 村	憲 治 君
1 番	太 田 臣	宣 君	10 番	清 水 文	雄 君
2 番	中 島 利	美 君	11 番	水 口 裕	子 君
4 番	生 田 勇	人 君	12 番	渡 辺	旺 君
6 番	藤 井 良	信 君	13 番	八 田 外	茂男 君
7 番	恩 道 正	博 君	14 番	中 川	達 君
8 番	北 川 悦	子 君	15 番	南	守 雄 君

### ○説明のため出席した者

町 長	川 口 克 則 君	町 民 福 祉 部 長	松 岡 裕 司 君
副 町 長	上 出 孝 之 君	町 民 福 祉 部 長	下 村 利 郎 君
教 育 長	久 下 恭 功 君	保 險 年 金 課 長	
総 務 部 長	北 雅 夫 君	町 民 福 祉 部 長	重 原 正 君
総 務 部 担 当 部 長	中 西 昭 夫 君	福 祉 課 長	島 田 睦 郎 君
総 務 部 担 当 部 長	山 田 吉 弘 君	町 民 福 祉 部 長	岩 本 昌 明 君
町 民 福 祉 部 長	大 徳 茂 君	環 境 安 全 課 長	中 宮 憲 司 君
都 市 整 備 部 長	長 丸 一 平 君	都 市 整 備 部 長	本 郁 夫 君
都 市 整 備 部 担 当 部 長	長 丸 信 也 君	地 域 振 興 課 長	田 中 義 勝 君
教 育 委 員 会 教 育 次 長	北 川 真 由 美 君	都 市 整 備 部 地 域 振 興 課 長	喜 多 哲 司 君
兼 学 校 教 育 課 長		観 光 ・ 商 工 ・ 労 働 担 当 課 長	長 田 学 君
消 防 長	永 田 三 好 君	都 市 整 備 部 長	井 上 慎 一 君
総 務 部 総 務 課 長	棚 田 進 君	都 市 建 設 課 長	瀨 戸 博 行 君
総 務 部 総 務 課 人 事 秘 書 担 当 課 長	田 中 徹 君	都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 北 部 開 発 担 当 課 長 兼 北 部 開 発 推 進 室 長	岡 田 秀 君
総 務 部 財 政 課 長	長 谷 川 徹 君	都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 長	上 出 功 君
総 務 部 税 務 担 当 課 長 兼 総 合 収 納 室 長	岩 上 涼 一 君	都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 下 水 道 担 当 課 長	生 田 秀 治 君
		会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	
		教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 指 導 管 理 担 当 課 長	
		教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長 兼 男 女 共 同 参 画 室 長 兼 図 書 館 長	
		消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長	

○職務のため出席した事務局職員

事務局 局長 向 貴代治 君      事務局 書記 若 林 優 治 君

○議事日程（第4号）

平成26年12月18日      午後1時00分開議

日程第1

議案一括上程

議案第65号 平成26年度内灘町一般会計補正予算（第7号）から

議案第79号 内灘町体育施設（総合体育館等）の指定管理者の指定についてまで

日程第2

議会議案第13号 内灘町議会定例会条例の一部を改正する条例の提出について

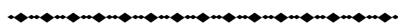
議会議案第14号 内灘町議会定例会規則の一部を改正する規則の提出について



午後1時00分開議

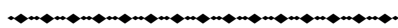
○開 議

○議長【夷藤満君】 ただいまの出席議員は14名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【夷藤満君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、9日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。



○議案一括上程

○議長【夷藤満君】 日程第1、去る12月11日、各常任委員会に付託いたしました議案第65号平成26年度内灘町一般会計補正予算（第7号）から議案第79号内灘町体育施設（総合体育館等）の指定管理者の指定についての15議案並びに継続審査となっております請願第28号、そして新規に提出されました請願第29号から請願第32号までの5件を一括して議題といたします。



○委員長報告

○議長【夷藤満君】 これより各常任委員会

における議案の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

八田外茂男総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 八田外茂男君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長【八田外茂男君】

平成26年第2回定例会12月会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、副町長及び関係部課長などからそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第65号平成26年度内灘町一般会計補正予算（第7号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出2款総務費1項総務管理費、6款農林水産業費1項農業費、8款土木費2項道路橋りょう費、3項都市計画費、9款消防費1項消防費、12款公債費1項公債費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第66号平成26年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第77号金沢市・かほく市・津幡町・内灘町消防通信指令事務協議会規約の変更につ

いては、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第29号「『慰安婦』問題の早期解決を求める意見書」採択を求める請願書については、慎重に審議し採決の結果、不採択とすることに決しました。

請願第30号「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の採択を求める請願書については、慎重に審議し採決の結果、不採択とすることに決しました。

請願第31号「集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく立法化を行わないことを求める意見書」採択を求める請願書については、慎重に審議し採決の結果、不採択とすることに決しました。

請願第32号「日米軍事協力の指針（ガイドライン）再改定作業の即時中止を求める意見書」の採択を求める請願書について、慎重に審議し採決の結果、不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果について報告を終わります。

なお、本委員会として、総務、都市整備、消防等、所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成26年12月18日

総務産業建設常任委員会委員長 八田外茂男

○議長【夷藤満君】 太田臣宣文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 太田臣宣君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【太田臣宣君】 平成26年第2回定例会12月会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明

を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第65号平成26年度内灘町一般会計補正予算（第7号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出2款総務費7項交通安全対策費、3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、4項社会教育費、5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第67号平成26年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第68号平成26年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第69号内灘町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第70号内灘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可とすることに決しました。

議案第71号内灘町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第72号内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第73号内灘町温泉スタンド使用料条例を廃止する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第74号内灘町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第75号内灘町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等



次に、請願第31号「集団的自衛権の行使容認の閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく立法化を行わないことを求める意見書」採択を求める請願書について。

集団的自衛権は、自衛とは無関係な大国による無法な侵略戦争、軍事介入の口実に使われてきたこと、日本の政治の歴史でも集団的自衛権はアメリカの海外での戦争への日本の派兵との関係で専ら問題になってきたこと、こうしたことを考えると、現実的な狙いは、従来の海外派兵立法の歯どめを外して自衛隊が戦闘地域にまで行って米軍とともに戦争行動を行うこととなります。

閣議決定には、武力の行使を行う他国軍隊に対する支援活動が必要と明記され、輸送や補給——これには武器や弾薬も含まれています——などの支援活動をこれまで以上に支障なくできるようにする、また非戦闘地域という活動範囲の制限を取り払うことも明記されています。

集団的自衛権の行使とは、アメリカの戦争のために日本の若者の血を流すということになります。閣議決定を撤回し、立法化を行わないよう意見書を上げることを求めます。

最後に、請願第32号「日米軍事協力の指針再改定作業の即時中止を求める意見書」の採択を求める請願書について。

ガイドラインの再改定は、米軍と自衛隊が肩を並べて武力行使をする上での具体的な行動要項、作戦計画のもとになるものです。再改定の共同文書では、自衛隊の海外での活動で協力範囲を拡大することを強調されています。あらゆる領域で日米軍事協力を進める方針を示しています。

従来のガイドラインにあった周辺事態と後方支援の2つの制約を取り払い、平時から緊急事態まで日米の切れ目ない協力を実現し、肩を並べて戦闘地域において戦争する体制づくりを可能とするものです。

再改定作業中止を求める意見書採択に皆様

の同意をくださるよう求めて、終わりにします。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。

6番、藤井良信議員。

〔6番 藤井良信君 登壇〕

○6番【藤井良信君】 議席6番、公明党、藤井良信。

私のほうからは、請願第29号、30号、31号、32号について、それぞれ反対の立場から討論を行います。

まず、請願第29号「『慰安婦』問題の早期解決を求める意見書」の採択を求める請願についてでございますが、戦時中の異常事態の中では全てが異常なことであります。戦争は慰安婦問題にかかわる方々のみならず、戦争被害を感じている全ての人々の意思に反して行われた行為であります。

戦後約70年を経過した今、心の問題の解決は心でとのこともありますように、殊さらに慰安婦問題に特化して解決を求めることが必要なかどうか、慎重な取り扱いを求めたいと思いますので、この請願29号につきましては否決をしたいと思います。

次に、請願30号「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の採択を求める請願について、反対の立場から申し述べたいと思います。

現在の日本には、安全保障に関する重要な情報の漏えいを防ぐ法整備が万全ではないため、これまで漏えいが懸念されておりました。加えて、報道機関が公務員から特定秘密を聞き出すと処罰されることなど、国民の知る権利が侵害されるとの声もございました。

今回、国民の知る権利、報道の自由が、公明党の強い主張により法律の条文に明記がされ、また報道機関の取材行為には、法律違反や取材対象者の人権をじゅうりんするような著しい不当な方法に当たらない限り正当業務行為として処罰の対象とはならないことが法律の中で条文化されております。

12月10日にこの法律が施行されましたが、一般国民が知ろうとした情報が偶然特定秘密に該当するようなことがあったとしても処罰されることはなく、請願にある特定秘密保護法の廃止を求める事由としての国民の知る権利や報道の自由は法律により守られ、本法はこれを否定していないとのことから、請願30号につきましては否決したいと思います。

次に、請願31号「集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく立法化を行わないことを求める意見書」の採択を求める請願について、反対の立場から討論を行います。

まず、これまで国会で集団的自衛権の行使容認か否かとの議論が進められてまいりましたが、平成26年7月1日付の国家安全保障会議決定いわゆる閣議決定での表題を改めてここで確認をいたしますと、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」というのが閣議決定内容からの正しい表題であります。殊に集団的自衛権行使容認か否かの閣議決定がそこでなされたわけではございません。今回は、全く意図的に与党に対してダークなイメージづくりをするための表題のすりかえが行われたとことが考えられます。要は、請願31号でいうところの「集団的自衛権行使容認の閣議決定」という事実はございません。

実態がない事柄への否決も採決もないと思うわけですが、そこで提案されたこの請願31号については否決の立場をとりたいと思います。

次に、請願32号「日米軍事協力の指針再改定作業の即時中止を求める意見書」の採択を求める請願書について、反対の立場から述べさせていただきます。

この請願の文中には、日本を「海外で戦争をする国」づくりのルールを敷く暴挙であると主張をしております。

自公政権の本当の趣旨は、日本が今までど

おりの平和国家として存続していくためには、日米安全保障条約を基軸に今の安全保障の枠組みの中でどうやって国と国民を守っていくのか、国民の生命、自由、幸福追求の権利を守るために現実に即して物事を考えていかなければならないというものであります。

そこで、そういった意味での日米軍事協力のガイドライン再改定作業は現実を見据えた解決の一步を踏み出したと考えるべきでありますので、この請願32号におきましても否決の立場をとりたいと思います。

以上でございます。

**○議長【夷藤満君】** ほかに討論ありませんか。

10番、清水文雄議員。

[10番 清水文雄君 登壇]

**○10番【清水文雄君】** 10番、清水でございます。

私は、請願第28号教育予算の拡充を求める請願書の賛成の立場から、委員長報告にありました継続に反対、そういう反対を表明して討論をいたします。

まず、この請願は、現場で働く石川県教職員組合河北支部の執行委員長、酒井一成さん、現場の声を反映をしてこの請願を提出をしているところでございます。この請願、国の当初予算の関係から、今議会で採択をしないと時期的に間に合わない。つまり、この議会で継続することは、その有効性からも否決を意味することになってしまいます。

同時に、内灘議会ではこの請願を、私が議員になって十数年間採択をし、意見書として関係団体等に送付をしているところでございます。ことしの9月議会で継続となり、そして、今12月会議でも文教福祉委員会で継続となり、実質の否決扱いとなる理由が全く理解できません。

この請願書の中にもあります、内灘町のよう

国としての予算措置、そういうものを求めているのであります。自治体で少人数学級の必要性を認識をしているこの内灘町、そういう意味では、国の施策として財源の保障をすべきだという中身でもあります。

また、ことしは、文科省と財務省が毎年繰り広げる概算要求をめぐる空中戦と言われる中で、財務省の40人学級に戻すべきではないか、そんな意見も出されたところでもあります。これはデータのとり方あるいは曖昧性があるということから多くの批判が現在存在をいたしております。

県内でもこの請願、意見書、多くの自治体が採択をしております、河北郡市でも、かほく市が採択、そして津幡町は請願を否決をして、30人以下学級の文言を削って採決という形をとっております。

毎年採択してきた内灘町議会が継続を連発し、実質的に否決することは、請願者初め町民の皆さんへの説明責任が果たせないのであります。どうかこの教育予算の充実、我が内灘町にも大いに関係のある請願でございます。ぜひとも皆さんの同意をお願いをいたしたいと思っております。この議場で継続に反対をして差し戻していただいて、委員会での採決をお願いをいたしたいと思っております。

以上、私からの討論を終わらせていただきます。

**○議長【夷藤満君】** ほかに討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



### ○表 決

**○議長【夷藤満君】** これより議案の採決に入ります。

まず、議案第65号平成26年度内灘町一般会計補正予算（第7号）並びに議案第66号平成26年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長【夷藤満君】** 起立全員であります。よって、議案第65号並びに議案第66号は、いずれも原案のとおり可決されました。

**○議長【夷藤満君】** 次に、議案第67号平成26年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第68号平成26年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第69号内灘町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてまでの3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長【夷藤満君】** 起立全員であります。よって、議案第67号から議案第69号までの3議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

**○議長【夷藤満君】** 次に、議案第70号内灘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長【夷藤満君】** 起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

**○議長【夷藤満君】** 次に、議案第71号内灘

町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議案第72号内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第73号内灘町温泉スタンド使用料条例を廃止する条例について、議案第74号内灘町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について、議案第75号内灘町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、議案第76号内灘町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの6議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長【夷藤満君】** 起立全員であります。よって、議案第71号から議案第76号までの6議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

**○議長【夷藤満君】** 次に、議案第77号金沢市・かほく市・津幡町・内灘町消防通信指令事務協議会規約の変更についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長【夷藤満君】** 起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

**○議長【夷藤満君】** 次に、議案第78号内灘

町福祉センター（憩）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長【夷藤満君】** 起立全員であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

**○議長【夷藤満君】** 次に、議案第79号内灘町体育施設（総合体育館等）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長【夷藤満君】** 起立全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

**○議長【夷藤満君】** 次に、継続審査となっております請願を採決いたします。

請願第28号教育予算の拡充を求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、継続審査であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長【夷藤満君】** 起立多数であります。よって、請願第28号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

**○議長【夷藤満君】** 次に、今期定例会までに受理しました請願を採決いたします。

まず、請願第29号「『慰安婦』問題の早期解決を求める意見書」採択を求める請願書を



採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。請願第29号「『慰安婦』問題の早期解決を求める意見書」採択を求める請願書に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立少数であります。よって、請願第29号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長【夷藤満君】 次に、請願第30号「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の採択を求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。請願第30号「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の採択を求める請願書に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立少数であります。よって、請願第30号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長【夷藤満君】 次に、請願第31号「集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく立法化を行わないことを求める意見書」採択を求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。請願第31号「集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく立法化を行わないことを求める意見書」採択を求める請願書に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立少数であります。よって、請願第31号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長【夷藤満君】 次に、請願第32号「日米軍事協力の指針（ガイドライン）再改定作業の即時中止を求める意見書」の採択を求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。請願第32号「日米軍事協力の指針（ガイドライン）再改定作業の即時中止を求める意見書」の採択を求める請願書に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立少数であります。よって、請願第32号は不採択とすることに決定いたしました。



#### ○議案一括上程

○議長【夷藤満君】 日程第2、議会議案第13号内灘町議会定例会条例の一部を改正する条例の提出について並びに議会議案第14号内灘町議会定例会規則の一部を改正する規則の提出についての2議案を一括して議題といたします。



#### ○提案理由の説明

○議長【夷藤満君】 これより両議案の提出者から提案理由の説明を求めます。14番、中川議員。

〔14番 中川達君 登壇〕

○14番【中川達君】 議会議案第13号及び議会議案第14号は、通年議会の試行期間を平成27年においてさらに1年間延長するため、内灘町議会定例会条例並びに定例会規則の一部を改正するものであります。

この通年議会の試行については、住民から選挙で選ばれた議員で構成される合議体であ



日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって平成26年第2回内灘町議会定例会を閉会いたします。

議員各位におかれましては、大変ご苦勞さまでございました。

どうもお疲れさまでした。

午後1時48分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員